

令和4年12月26日

杉戸町建設工事等前金払取扱要綱の制定(一本化)について

杉戸町では、現在、「杉戸町公共工事前金払事務処理要領」及び「杉戸町公共工事中間前金払事務処理要綱」に基づき、前金払制度を運用しています。

この度、国土交通省が所管する「発注関係事務の運用に関する指針」等に基づき、また、近年の県内各市町村における制度改正の動向等を踏まえ、現在の規定は廃止し、新たに「杉戸町建設工事等前金払取扱要綱」を制定(一本化)することとなりましたので、お知らせいたします。

記

名称

杉戸町建設工事等前金払取扱要綱

変更事項

- ① 杉戸町公共工事前金払事務処理要領・杉戸町公共工事中間前金払事務処理要綱の一本化
- ② 建設工事における前金払の支払対象を500万円以上から130万円以上に引き下げ
- ③ 建設工事における支払限度額(前金4000万円、中間前金払2000万円)の撤廃
- ④ 建設工事に係る設計・調査・測量等委託業務における前金払制度(支払対象:50万円以上、支払可能額:10分の3以内)の導入

適用開始日

令和5年1月1日以後に公告又は指名通知を行う入札、同日以後に随意契約を締結する契約から適用する。

ご不明な点があれば下記までご連絡ください。

管財契約課 契約審査担当
0480-33-1111(内線273)

【参考】杉戸町建設工事等前金払取扱要綱の制定に係る変更事項＜早見表＞

| 項目 | | 現行 | 改定後 | |
|--------------|----|--------------------|----------------------|---------------|
| 例規名称 | | 杉戸町公共工事前金払事務処理要領 | 杉戸町建設工事等前金払取扱要綱(一本化) | |
| | | 杉戸町公共工事中間前金払事務処理要綱 | | |
| 工事 | 前金 | 対象金額 | 500万円以上 | 130万円以上 |
| | | 支払可能額 | 10分の4以内 | 10分の4以内(変更なし) |
| | | 支払限度額 | 4000万円 | 撤廃 |
| | 中間 | 対象金額 | 500万円以上 | 500万円以上(変更なし) |
| | | 支払可能額 | 10分の2以内 | 10分の2以内(変更なし) |
| | | 支払限度額 | 2000万円 | 撤廃 |
| 委託 | 前金 | 対象金額 | 制度なし | 50万円以上 |
| | | 支払可能額 | | 10分の3以内 |
| | | 支払限度額 | | なし |
| | 中間 | - | | |
| 中間前金払・部分払の選択 | 工事 | 可 | 可(変更なし) | |